

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

島根県大原郡加茂町

2. 構造改革特別区域の名称

加茂町子育てわんぱく特区

3. 構造改革特別区域の範囲

島根県大原郡加茂町の全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1) 加茂町の概要・地勢

加茂町は、島根県東部の出雲地方、宍道湖の南側に位置し、島根の玄関口である出雲空港に車で15分、山陰高速道路宍道ICまで10分と交通の便に恵まれている。県庁所在地である松江市には車で30分、出雲市には20分ということで、近年はベッドタウンとしての機能を果たしているところである。

平成8年10月には、全国で最多の39個の銅鐸が岩倉地区で発見され、「加茂岩倉遺跡」として国の史跡指定を受け、全国から多くの観光客が訪れている。昭和47年には、邪馬台国の女王・卑弥呼が中国の魏の国王から贈られたと言われる「景初3年銘三角縁神獣鏡」が「神原神社古墳」から発見されており、この文化遺産を産業振興、教育・文化活動に活用したまちづくりを展開している。このような加茂町は、市町村合併が全国的に行われている中、合併70周年を迎えた本年11月に、近隣5町村と合併し、新たに「雲南市」として生まれ変わろうとしている。

町の地勢は、総面積30.91km²、東西6.4km、南北6.8kmとほぼ円形を成している。その半分は山林が占め、田畑等の耕地が7%、宅地が2%となっている。年間の平均気温14.2℃、年間降雨量約1,900mmと雨量が多く、湿度が高いうえ、冬季は積雪もある。昭和39年には、「山陰北陸豪雨災害」により、町の中心を東西に流れる「赤川」が氾濫し、町の中心部のほとんどの家屋が床上浸水し、町は壊滅的な被害を受けた。各方面からのご支援・ご協力、全国から寄せられた真心こもった義援金により、赤川の改修工事等の治水対策が進められ、水害による被害は著しく減少した。

昭和30年に8千人を超えていた人口は、40年代には6千人代まで減少し、平成16年3月末現在では、6,742人、1,887世帯となっている。平成12年の国勢調査では、前回調査時よりも人口が微増し、人口の減少には一応の歯止めはかかったものの、高齢化・少子化は依然進展している。

人口階層は、平成16年3月末現在で、5歳以下が304人(4.5%)、6歳以上14歳以下が546人(8.1%)、65歳以上が1,893人(28.1%)となっている。5歳以下の人口は、定住政策等の効果により近年はほぼ横ばいである。

(2) 幼児教育をとりまく現状

加茂町の乳幼児をとりまく家庭環境は、核家族化の進展や女性の社会参画等により、夫婦共働きの家庭が増加してきている。保育需要が益々高まる中、保育ニーズの多様化や保育対象児童の低年齢化が進んでいる。

本町の幼児教育は、0～3歳児までを児童福祉法に基づく保育所、4～5歳児を学校教育法及び同法施行規則の規定による幼稚園設置基準に基づく幼稚園で行っている。町が設置する幼稚園及び保育所はそれぞれ1ヶ所ずつあり、幼稚園は昭和27年に加茂幼稚園を設置し、同48年に現在の園舎を建設している。一方、保育所は昭和28年に加茂保育所を設置し、同50年に現在の園舎を建設している。その他町内には、私立の保育所と、加茂町社会福祉協議会が運営する児童館が、それぞれ1ヶ所ずつある。

現在、加茂幼稚園では、4～5歳児125名が在籍しており、年長2クラス、年少2クラスの計4クラス、園長以下6名の正規職員により教育活動を行っている。また、近年は、様々な事情を抱える児童が入園している実情を踏まえ、緊急雇用対策等により、3名の補助サポーターを配置するなど、特別支援教育の充実を図っている。

核家族化の進展や女性の社会参画等により、夫婦共働きの家庭が増加してきている中、幼稚園での長時間保育の需要が高まり、非常勤職員を配置し、平成12年4月から預かり保育事業を実施している。125名の園児のうち、毎年30名前後が預かり保育を必要としており(定員35名)、今後も更に需要が増加するものと予想される。

一方、加茂保育所では、0～3歳児が62名在籍しており、年齢順に5クラスに分かれ、正規職員7名、嘱託職員6名、非常勤職員3名の計16名の職員により保育を行っている。保護者の多様なニーズに応えるため、午前7時30分から午後7時までの11時間半に及ぶ延長保育の実施や、特別児童扶養手当支給対象児童の受入など、特別保育事業の充実を図っている。

本町における児童の出生数は、年により若干の変動はあるものの、ほぼ横ばいを続けている。その一方で、幼稚園と同様に保育所の入所を希望する児童は確実に増加しており、平成10年度から入所定員の60名を超える児童の受入を続けているものの、待機児童の解消には至らず、今後もこの状況が続くものと思われる。

(3) 幼保一元化に至った経緯

こうした地域の多様なニーズに応えるため、就学前の子どもが保護者の就労形態等により区別されることなく、子どもの健やかな発達を基本に、利用者の利便性に配慮しつつ、発達段階に応じた一貫した教育・保育活動を行っていくための施設・設備についての議論が活発になってきた。

幼稚園と保育所の合同活動等の実施については、平成10年3月に、国において「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」が策定され、施設・設備の相互利用、園具・教具の相互利用、教員・保育士の合同研修等についての指針が示された。同年10月には、文部省と厚生省(当時)は、「教育児童福祉施策連携協議会」を開催し、これを受けて文部科学省は、平成13年3月に「幼児教育振興プログラム」を策定している。その中で、文部科学省と厚生労働省

共通の協議の場、施設の共用化、教育・保育内容の整合性の確保、合同研修の実施、子育て支援に係る事業の連携など、具体的な施策が明確化され、より一層幼稚園と保育所との連携の重要性が求められることとなった。

こうした国の動きに対し、本町においては、平成10年7月、「加茂町行政改革推進本部第一委員会」において、幼稚園3歳児教育の在り方についての検討、平成11年8月、「少子化対策事業に対する協議会」における検討等、幼稚園・保育所の在り方等について協議を重ねてきた。その中で、保育所における待機児童の解消、幼稚園における3歳児教育の開始、幼稚園の預かり保育、両施設の老朽化・狭小等、多くの課題が浮き彫りになった。

このような諸問題を計画的に解決すべく、また町の関係機関が一体となって子育て環境の整備・充実を図っていくため、平成12年4月、「加茂町エンゼルプラン策定委員会」が設置され、学識経験者や関係機関・組織の代表など、広く町民から意見を伺うことになった。

委員会では、まずはじめに就学前児童と就学後間もない小学校低学年児童を持つ保護者に対してアンケートを行い、その結果等を基に、今後の幼児教育・就学前児童保育、子育て支援施策等について次の提案がなされた。

幼稚園における3歳児教育の推進

一時保育、延長保育、休日保育、障害児保育等の多様な保育サービスの提供

総合的な相談窓口の設置と相談支援体制の充実（子育て支援センターの設置）

子育て支援ネットワークの整備

幼稚園・保育所の施設整備と預かり保育との調整

幼稚園・保育所一体化施設の整備の検討

これらの提案を受け、策定された「加茂町エンゼルプラン」を、計画的に実施するため、教育委員会と健康福祉課を中心に、本町の子育て支援の充実に向けての検討を重ねた。この中で、幼稚園・保育所の施設の狭小・老朽化に伴う新設移転の方向性が打ち出され、幼稚園・保育所の一元化を図ることにより、就学前の一貫した保育・教育活動を展開し、特色ある加茂町の幼児教育を目指すこととなった。

（4）幼保一元化の取組

幼稚園・保育所の一体化施設を建設するにあたり、場所を加茂中学校や町の中央公園がある文教ゾーンに設定し、設計業者の選定にはコンペ方式を採用し業者を決定、現在平成17年4月の開設を目指し、実施設計及び用地造成を行っているところである。この新施設では、児童福祉施設最低基準（面積・職員配置）と、幼稚園設置基準（第5条第1項の専任規定の特例）等に準じ、共用の保育室を設置し、効率的な施設利用を図っていくこととしている。

ハード部門の整備計画が進展する一方で、現在の加茂幼稚園・加茂保育所の建物が隣接していることから、年数回程度の親子交流体験活動等のソフト事業も積極的に行ってきた。特に幼稚園においては、地域住民を講師として招き、様々な体験活動を行っており、地域支援者の会「YOU GO（融合）クラブ」を設置し、活動を充実させている。職員間の交流としては、町の職員採用におい

て、幼稚園教諭免許と保育士資格両方を取得している者を採用し、定期的な人事異動により教育・保育に関する職員間の認識の共有化や、幼保合同による教育・保育研修会の実施など資質の向上を図ってきた。また、幼稚園・保育所それぞれの保護者活動のほか、合同の保護者会「連携事業推進委員会」を設置し、幼保合同による交流体験活動を行っていることから、新施設において保護者会を一本化していくこととしている。

この公的施設における幼児教育・保育活動のほかに、本町では、3歳児以下の在宅児童に対する子育て支援事業として、平成12年度から週1回の割合で、親子子育て支援交流事業「つくしっ子広場」を開設している。これは、日頃家で子どもと二人きりで過ごしている保護者や、夫婦共働きにより育児を任せられている祖父母等に対し、育児等について同様に悩みを抱えている親同士の語らいの場を提供することで、育児負担の軽減や、育児不安の解消等を図ることをねらいに実施している。一方、日頃他の子どもと交流する機会の少ない児童にとっては、他者との関係づくり、協調性を培う場となっており、子育てサポーター（子育て経験者）が、そのコーディネートを行っている。また、年に数回程度、保育所児童との交流活動を行っている。

こうした幼稚園・保育所・つくしっ子広場のそれぞれの活動を結びつけるネットワーク組織として、それぞれの代表に、教育委員会と健康福祉課職員が加わり、「子育て支援ネットワーク協議会」を月1回開催し、子育て支援に関する意見交換を行っている。

このように本町では、子育て支援について様々な活動を行っているが、これを更に発展・充実したものにしていくため、今回の構造改革特別区域計画「幼保一元化」の認定を受け、本町の子どもたちが一貫した教育・保育方針の基で、いきいきと健やかに成長していく支援体制の整備を図るものである。

また、新施設の建設に伴い、施設が空くことになる既存の幼稚園・保育所の園舎を、子育て支援センターとして、広く一般住民に開放し、親子等で気軽に集うことができる施設として、育児等についての相談活動を充実していく。

本町は、公立の保育所・幼稚園・小学校・中学校がそれぞれ1校（園）ずつあることから、本町独自の一貫教育の推進を目指している。平成14年度から島根大学教育学部と一貫教育推進の共同研究を行っており、15年度には「ふるさとを愛し、夢と志に生きる子どもの育成」という「加茂町教育目標」を策定した。また、具体目標として、

基礎基本を身につけ、主体的創造的に学ぶ

豊かな感性を持ち、自他共に大切に子ども

粘り強く最後までやり抜く、たくましい心と体を持つ子ども

を設定し、この具体目標を実現するために、教科学習と総合学習を統合した一貫カリキュラムの作成等の取組を16年度に行うことにしている。幼稚園と保育所における教育・保育内容の充実は、人間形成の礎として位置づけており、本年度においては、幼保一貫教育推進の具体的な教育・保育内容について、更に議論を重ねることにしている。

5 . 構造改革特別区域計画の意義

今回、構造改革特別区域計画の認定を受け、幼保一体化施設として平成 17 年 4 月にオープンを予定している「加茂子ども園（仮称）」では、待機児童の解消をはじめとする地域の多様なニーズに応えつつ、就学前の子どもが保護者の就労形態等により区別されることなく、充実した教育・保育の機会を提供するものである。よって、単に両施設を統合するような施設の画一的一元化を考えるものではなく、子どもの健やかな発達を基本に、利用者の利便性に配慮しつつ、発達段階に応じた一貫した教育・保育活動を行い、保護者にとって利用しやすい柔軟な利用形態と、児童の発達に配慮した良好な教育・保育環境の整備を図っていく。

まず、具体的な保育の様態として、次のことを考えている。

保育時間について、短時間保育の子どもについては幼稚園籍、長時間の子どもについては保育所籍とする。

0～2歳児は、保育時間に関係なくすべて保育所児とする。

3～5歳児は、幼稚園児・保育所児であろうと、同一カリキュラムによって、一定の時間帯について教育・保育合同活動を行う。

3～5歳の長時間保育の児童については、14時までの時間帯を「教育の場」、14時から終了までの時間帯を「家庭的な雰囲気のある場」として、生活の場を区分することで、教育と養護のバランスの取れた保育活動を行う。

管理運営面では、教育・保育内容、職員の勤務体制（人員配置）、保育時間、保育料、入園・所関係事務等については、現在検討中であり、今後もより良い施設にしていくための検討を引き続き行っていくこととしている。

現在国では、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置を可能とする制度を、平成 18 年度から施行できるよう基本構想を策定されているところであるが、加茂町が取り組む「幼保一元化」の特定事業が、そのモデルとなるよう施設・体制の整備・充実に向け、活発な議論を今後も展開していきたい。

また、このような一地方の取組が、同じような課題に直面している全国の地方自治体の先例となり、少子化に対し保護者の選択の幅を広げ、教育・保育内容に厚みを持たせる事例として、多くの波及効果をもたらすものと期待している。

6 . 構造改革特別区域計画の目標

構造改革特別区域計画（「幼保一元化特区」）の目標は、幼稚園と保育所が相互に交流活動を実施することだけでなく、合同活動を日常化することにより、特別区域内（加茂町全域）において、就学前児童を対象に、公平で分け隔てのない教育・保育の場や機会を、計画的に整備・充実することにより、幼保一元化の実践により本町の幼児教育・保育の振興、充実を図ろうとするものである。

それを実現するために、下記の目標を掲げた。

幼稚園・保育所の定員の枠内で、合同活動を実施することにより、幼稚園教諭と保育士の併有者を充てて指導体制の整備を図る。併せて職員の資質の向上を図るため、研究・研修の機会を充実する。

幼稚園教育要領と保育所保育指針に準じた教育課程等の編成や保育目標の設定等を基に、本町の特色ある一貫教育推進のためのカリキュラムの編成や、教育目標を設定する。

短時間保育における合同活動の実施、給食の外部搬入方式の導入等により、幼保の保育料の整合化を図る。

幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行を図るために、保育所から中学校までの一貫教育を一層推進し、相互の連携を強化する。

幼保一体化施設の特性を生かすため、保育の実施に係る事務の窓口を一本化することにより、事務の効率化や簡素合理化を図るとともに、多様な保育ニーズの的確な把握と情報の提供を図る。また、地域子育て支援センター事業とも一体的に事務体制を整備し、利用者の利便性の向上を図る。

以上の目標を具体化するため、これまで検討してきた成果を更に発展させ、本年度中に子育て支援体制の確立を目指す。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本町の幼保一元化特区は、幼保一体化施設において、幼稚園と保育園の制度を基調としつつ、一元的な運営体制を構築することにより、幼保の同年齢の児童に対し、保護者の就労形態に関係なく、幼保の区別なく公平な幼児教育・保育活動を行うものである。

本特例措置の適用により、本町において合同保育等を必要とする児童数は、平成17年4月では220人、翌18年4月では230人と推測され、この数値は本町全域の対象者の77%にもなり、大きな効果が期待できるものである。

これにより、本町の就学前教育における幼児教育・保育内容に幼保の差異はなくなることとなり、保護者の家庭環境の如何にかかわらず、誰もが安心して子どもを預けて働くことができ、質の高い均質な教育・保育機会の提供が受けられるようになる。

更に子どもを持つ親に時間とゆとりが生まれることにより、女性の社会参画や雇用・労働機会が拡大し、地域の活性化が図られる。このように、今回の認定申請は、地域社会における雇用・労働福祉環境の改善に大きく裨益し、雇用の促進と産業の振興等に大いに資する可能性が生まれる。

また、一向に歯止めがかからない少子化傾向に対応する本町少子化対策の主要な施策として、地域社会をあげて子育て支援に取り組むことは、次代を担う人材育成の大きな柱であり、地域の実情に合った「生みやすく」、「育てやすい」環境の醸成につながっていくものと確信している。

8. 特定事業の名称

- 807 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業
- 823 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業
- 914 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業
- 920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
- 921 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業

9 . 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

幼稚園・保育所の一元化をすすめるにあたり、幼保の区別なく幼児教育・保育を目指すために、次の事業を計画的に推進する。

幼稚園保育料と保育所保育料の整合化事業

一定の時間帯に（保育開始から 14 時まで間）、同一カリキュラムにより合同活動を行う幼稚園児と保育所児の保育料金が、従来の幼稚園と保育所保育料とに分類されるのではなく、同一の時間帯には同一の料金設定を行うことで整合性を図っていく。また、長時間保育を行う場合の保育料についても、従来の幼稚園での預かり保育料金と時間単価が、大きく異ならないよう配慮するなど保育料金の整合性を図る。

保育の実施に係る事務窓口の一本化事業

幼保一体化施設の特性を生かすため、保育の実施に係る事務の窓口を一本化することにより、事務の効率化や簡素合理化を図るとともに、多様化する保育ニーズの的確な把握と情報の提供が図られ、地域子育て支援センター事業とも一体的に事務体制を整備し、利用者の利便性の向上を図る。

別紙

1. 特定事業の名称

807 幼稚園における幼稚園児と保育所児等の合同活動事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

加茂町立加茂幼稚園

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4. 特定事業の内容

(1) 主 体 加茂町

(2) 区 域 島根県大原郡加茂町の全域

(3) 実施期間 平成 17 年 4 月 1 日から

(4) 事業により実施保育基準

児童福祉施設最低基準（面積、職員配置）を適用する。

保育者は幼稚園教諭と保育士資格を有する者を充てる。

保育内容は幼稚園教育要領と保育所保育指針に準ずる。

(5) 整備する施設

加茂町子ども園（仮称） 敷地図 参考資料 1・

平面図（専有面積と共用面積表示）参考資料 2

面積表 参考資料 3

（ 参考資料 1～3：省略）

5. 当該規制の特例措置の内容

本町における児童の出生数は、年により若干の変動はあるものの、ほぼ横ばいが続いているが、女性の社会参画等の影響により、保育対象児童の低年齢化が進み、待機児童は年々増加している。こうした保育所待機児童の解消や、多様な保育ニーズに応えるため、幼保一体化施設の建設に併せ、幼保一元化の取組を行うものである。

本特例措置の適用を申請している加茂町幼保一体化施設「加茂子ども園（仮称）」は、少子化が進む中で幼稚園と保育所の区別なく、就学前の子どもたちが一貫した幼児教育・保育を受けられる環境を整備するために、「幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針」及び「幼保一元化に係る構造改革特別区域の認定」に基づき建設が認められる幼保合築施設である。

本特例措置を適用を受けて行う幼稚園児と保育所児の合同活動では、保育室については、面積要件である一人あたり 1.98 m²を超える 3.59 m²を確保し、職員配置については、幼稚園 1 学級 35 人以下を原則に 1 学級あたり 1 名の教諭を配置、保育所 4～5 歳児 30 人に 1 人、3 歳児 20 人に 1 人の保育士を配置するため、児童福祉施設最低基準の要件を満たしている。

現時点において想定しているクラス編成等については、3～5 歳児を各学年 60 人（幼稚園籍が 40 人、保育所籍が 20 人）で、現行制度では 3 クラスのと

ころを合同活動により 2 クラスを編成する。

本施設に所属する 3 ～ 5 歳児について、幼稚園籍・保育所籍に関係なく、保育開始から 14 時までの間は、幼稚園教諭免許・保育士資格両方を持った教職員に兼職発令を行い、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿った幼児教育・保育活動を行うことにより、効率的な人員配置が可能となる。

本町の幼保一元化の事例においては、幼稚園の学級定員の範囲内で、幼稚園に在籍しない同年齢の保育所児を合同で教育・保育活動を行うことにより、幼保の分け隔てのない融合した教育・保育活動が可能となる。こうした日常的な合同活動の実施により、本町の子どもたちの健やかな心身の発達や社会性、協調性が培われ、たくましく生きる力と豊かな情操を育むことができる。

別紙

1. 特定事業の名称

823 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

加茂町立加茂幼稚園

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4. 特定事業の内容

(1) 主 体 加茂町

(2) 区 域 島根県大原郡加茂町の全域

(3) 実施期間 平成 17 年 4 月 1 日から

(4) 事業により実施保育基準

幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針に準ずる。

児童福祉施設最低基準（面積、職員配置）を適用する。

幼稚園設置基準（第 5 条第 1 項の専任規定の特例）を適用する。

保育者は幼稚園教諭と保育士資格を有する者を充てる。

保育内容は幼稚園教育要領と保育所保育指針に準ずる。

幼稚園児と保育所児の合同活動を行う保育室は、それぞれの定員数により按分して管理する。

(5) 整備する施設

加茂町子ども園（仮称） 敷地図 参考資料 1

平面図（専有面積と共用面積表示）参考資料 2
面積表 参考資料 3

（ 参考資料 1 ~ 3 : 省略）

5. 当該規制の特例措置の内容

本町では、幼保一体化施設の建設により、幼稚園児と保育所児の合同活動を実施するにあたり、「幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針」に準じて、幼稚園教育要領と保育所保育指針に従い、幼稚園教諭と保育士両資格を有した教職員に兼職の発令を行い、その指導による合同活動の実施、保育室の共用化を図るものである。

現行の制度では、幼稚園は学級定員に沿った学級数の保育室、保育所は一人あたり 1.98 m²の面積の保育室をそれぞれ用意することが義務づけられていたが、本特例措置の適用により、共用化指針に基づいて設置された施設における幼稚園児・保育所児の合同活動を行う場合の保育室について、面積要件である一人あたり 1.98 m²を超える 3.59 m²を確保し、職員配置については、幼稚園 1 学級 35 人以下を原則に 1 学級あたり 1 名の教諭を配置、保育所 4 ~ 5 歳児 30 人に 1 人、3 歳児 20 人に 1 人の保育士を配置するため、児童福祉施設最低基準及び幼稚園設置基準（第 5 条第 1 項の専任規定の特例）の要件を満たしてい

る。

また、今回の第4次提案対応では、保育所と共用する部分全体を幼稚園の園舎面積とみなして算入できることになり、保育室を共用する場合の幼稚園の園舎面積計算の弾力化が図られ、限られた敷地・財源の中での活動スペースの確保と、効率的な職員配置、施設の活用が図られるものである。

別紙

1. 特定事業の名称

914 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

加茂町立加茂保育所

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4. 特定事業の内容

(1) 主 体 加茂町

(2) 区 域 島根県大原郡加茂町の全域

(3) 実施期間 平成 17 年 4 月 1 日から

(4) 事業により実施保育基準

児童福祉施設最低基準（面積、職員配置）を適用する。

保育者は幼稚園教諭と保育士資格を有する者を充てる。

保育内容は幼稚園教育要領と保育所保育指針に準ずる。

(5) 整備する施設

加茂町子ども園（仮称） 敷地図 参考資料 1

平面図（専有面積と共用面積表示）参考資料 2

面積表 参考資料 3

（ 参考資料 1 ～ 3：省略）

5. 当該規制の特例措置の内容

本町における児童の出生数は、年により若干の変動はあるものの、ほぼ横ばいが続いているが、女性の社会参画等の影響により、保育対象児童の低年齢化が進み、待機児童は年々増加している。こうした保育所待機児童の解消や、多様な保育ニーズに応えるため、幼保一体化施設の建設に併せ、幼保一元化の取組を行うものである。

本特例措置の適用を申請している加茂町幼保一体化施設「加茂子ども園（仮称）」は、少子化が進む中で幼稚園と保育所の区別なく、就学前の子どもたちが一貫した保育・幼児教育を受けることができる環境を整備するために、「幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針」及び「幼保一元化に係る構造改革特別区域の認定」に基づき建設が認められる幼保合築施設である。

本特例措置を適用を受けて行う保育所児と幼稚園児の合同活動では、保育室については、面積要件である一人あたり 1.98 m²を超える 3.59 m²を確保し、職員配置については、幼稚園 1 学級 35 人以下を原則に 1 学級あたり 1 名の教諭を配置、保育所 4 ～ 5 歳児 30 人に 1 人、3 歳児 20 人に 1 人の保育士を配置するため、児童福祉施設最低基準の要件を満たしている。

現時点において想定しているクラス編成等については、3 ～ 5 歳児を各学年 60 人（幼稚園籍が 40 人、保育所籍が 20 人）で、現行制度では 3 クラスのと

ころを合同活動により 2 クラスを編成する。

本施設に所属する 3 ～ 5 歳児について、幼稚園籍・保育所籍に関係なく、保育開始から 14 時までの間は、保育士資格・幼稚園教諭免許両方を持った教職員に兼職発令を行い、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿った幼児教育・保育活動を行うことにより、効率的な人員配置が可能となる。

本町の幼保一元化の事例においては、児童福祉施設の最低基準に沿ったうえで、同年齢の保育所児・幼稚園児を合同で教育・保育活動を行うことにより、幼保の分け隔てのない融合した教育・保育活動が可能となる。こうした日常的な合同活動の実施により、本町の子どもたちの健やかな心身の発達や社会性、協調性が培われ、たくましく生きる力と豊かな情操を育むことができる。

具体的な教育・保育内容としては、クラス別や年齢別での遊びや創作活動が中心になってくるが、それらの活動を通して創造性や協調性を育成したい。園外活動等は、全体活動として取り組み、異年齢児と交流する中から、年齢の高い児童が低い児童の世話をするなど、思いやりの心が培われることを期待している。

別紙

1. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

加茂町立加茂保育所

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4. 特定事業の内容

(1) 主 体 加茂町

(2) 区 域 島根県大原郡加茂町の全域

(3) 実施期間 平成 17 年 4 月 1 日から

(4) 事業により実施保育基準

保育所における調理業務の委託についての通知に準ずる。

調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設ける。

児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じる。

社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守する。

必要な栄養素量を給与するとともに、食育を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供する。

(5) 整備する施設

加茂町子ども園（仮称） 敷地図 参考資料 1

平面図（専有面積と共用面積表示）参考資料 2

面積表 参考資料 3

（ 参考資料 1 ~ 3 : 省略）

5. 当該規制の特例措置の内容

現在、加茂幼稚園では、加茂町学校給食センターで調理された給食（小中学生と同様のメニューで量を調整）を園児に提供している。一方、加茂保育所では、自所で調理した食事を児童に提供している。

今回新たに設置する施設では、加茂町の子どもたちの一貫した食育教育を図ることを目的に、幼稚園籍・保育所籍に区別することなく 4 ~ 5 歳児には、施設から約 1 km 離れた加茂町学校給食センターで調理される給食を提供する。このセンターは、平成 14 年度に建設した新しい施設であり、公的既存施設の有効活用及び効率化を図ることで、保護者負担の軽減が図られるものである。

公立保育所における給食の外部搬入については、新施設に調理室を設け、3 歳児以下の児童に対する食事を適宜（昼食のほか、午前午後それぞれ 1 回おやつを与える）提供するとともに、給食センターから搬入された給食を保存、配膳等のために必要な設備を設ける。必要な設備とは、輸送のための給食配達

専用車や、異物等の混入を防ぐための施錠付きコンテナ、牛乳保冷庫、施錠付き配膳室の設置を予定しており、外部搬入の時間帯は、給食を提供する 20 分前以内としている。

また、4～5 歳児の給食調理業務を行う加茂町学校給食センターでは、栄養士を配置し、適正な給食材料を使用するとともに、所要の栄養量を確保するなど、栄養面での配慮を行うことはもとより、定期的に栄養指導を行うなど一貫した食育指導の充実を図る。また、調理業務従事者に対する健康診断の実施や、食材の適切な管理等、衛生面での配慮を徹底させるなど、「保育所における調理業務の委託についての通知」及び「保護施設等における調理業務の委託についての通知」に示された基準をすべて満たしている。

外部搬入方式・施設内設置の調理室のいずれも、一貫した食育教育体制の下で行うことにより、加茂町の子どもたちの健やかな成長を支えることができる。

学校給食実施基準の 1 人 1 回当たりの平均栄養所要量の基準及び学校給食の標準食品構成表を満たすよう献立を作成する。また、米や野菜、果物等の栽培から収穫、調理を通して身近な食材に触れさせ、食べ物が自然の恵みからできた生物であることを実感させる。また、行事食や郷土食、旬の食材、地場産物を取り入れることにより、食文化に触れさせ、食べ物への関心を広げさせる等の食育プログラムに基づき食事を提供する。

別紙

1. 特定事業の名称

921 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

加茂町立加茂保育所

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4. 特定事業の内容

(1) 主 体 加茂町

(2) 区 域 島根県大原郡加茂町の全域

(3) 実施期間 平成 17 年 4 月 1 日から

(4) 事業により実施保育基準

幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針に準ずる。

児童福祉施設最低基準（面積、職員配置）を適用する。

幼稚園設置基準（第 5 条第 1 項の専任規定の特例）を適用する。

保育者は幼稚園教諭と保育士資格を有する者を充てる。

保育内容は幼稚園教育要領と保育所保育指針に準ずる。

幼稚園児と保育所児の合同活動を行う保育室は、それぞれの定員数により按分して管理する。

(5) 整備する施設

加茂町子ども園（仮称） 敷地図 参考資料 1

平面図（専有面積と共用面積表示）参考資料 2

面積表 参考資料 3

（ 参考資料 1 ~ 3 : 省略）

5. 当該規制の特例措置の内容

本町では、幼保一体化施設の建設により、保育所児と幼稚園児の合同活動を実施するにあたり、「幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針」に準じて、幼稚園教育要領と保育所保育指針に従い、幼稚園教諭と保育士両資格を有した教職員に兼職の発令を行い、その指導による合同活動の実施、保育室の共用化を図るものである。

現行の制度では、幼稚園は学級定員に沿った学級数の保育室、保育所は一人あたり 1.98 m²の面積の保育室をそれぞれ用意することが義務づけられていたが、本特例措置の適用により、共用化指針に基づいて設置された施設における幼稚園児・保育所児の合同活動を行う場合の保育室について、面積要件である一人あたり 1.98 m²を超える 3.59 m²を確保し、職員配置については、幼稚園 1 学級 35 人以下を原則に 1 学級あたり 1 名の教諭を配置、保育所 4 ~ 5 歳児 30 人に 1 人、3 歳児 20 人に 1 人の保育士を配置するため、児童福祉施設最低基準及び幼稚園設置基準（第 5 条第 1 項の専任規定の特例）の要件を満たしてい

る。

また、今回の第4次提案対応では、保育所と共用する部分全体を幼稚園の園舎面積とみなして算入できることになり、保育室を共用する場合の幼稚園の園舎面積計算の弾力化が図られ、限られた敷地・財源の中での活動スペースの確保と、効率的な職員配置、施設の活用が図られるものである。